

**「水道水中における農薬類の目標値等見直し（案）」に関する意見募集の実施結果について**

## 1. 概要

「水道水中における農薬類の目標値等見直し（案）」について、以下のとおり意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

- 意見募集期間：令和 7 年 11 月 27 日（木）～令和 7 年 12 月 26 日（金）
- 告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、報道発表
- 意見提出方法：e-Gov の意見提出フォーム、郵送

## 2. 意見提出状況

- 御意見数 合計 11 件（e-Gov 11 件、郵送なし）

## 3. 御意見及びこれに対する考え方

別紙のとおり。

番号	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>別添2注5の追記について、注にはどのように値を算出するか、何を測ってその農薬の測定値とするか、失効農薬または販売・使用禁止農薬であるかの三種類がこれまで記載されているが、今回の追記文についてはこれらに該当しない。水質に携わる人間であれば知っていて然るべき内容であり、わざわざ明記してしまうと、今までこの方法で測定すればカルタップの測定値だと言えたものが、「でもチオシクロム由来がないことは調べてないんでしょ？」と急にはしごを外された形となってしまう、目標値の意義が問われる。助言を記載するならどのように測定すればカルタップだけの測定ができるか記載すべきである。</p> <p>また、ベンスルタップもネライストキシンを經由して分解するが出荷量がゼロという理由だけで記載しないのは理解できない。輸入禁止とされておらず、また公的に輸入量を一切把握していない以上、出荷量がゼロという理由で表記をしない理由にはならないと考えるが、どう考えているか。</p> <p>であれば、チオシクロムとベンスルタップをその他農薬類から格上げして「ネライストキシ系殺虫剤(カルタップ、チオシクロム及びベンスルタップ)」とし、注に「カルタップ、チオシクロム及びベンスルタップはネライストキシンとして測定する」として目標値をネライストキシンとして換算し再設定するか、水質汚濁にかかる農薬登録基準のように「カルタップ、チオシクロム及びベンスルタップ」(ADI:0.016mg/kg 体重/日)という形での合理的な規制を再考いただきたい。</p> <p>また、原案のとおりとするのであれば、その他農薬類のチオシクロムとベンスルタップにも同様の注を追記したのか。</p>	<p>これまでの注釈と同様に、対象農薬リスト掲載農薬類と分析対象とする代謝物等の関係をお示ししたものになります。なお、今回の改正を検討している通知において、失効農薬または販売・使用禁止農薬であるか否かの情報は特に記載していません。</p> <p>水質管理目標設定の「農薬類」は、総農薬方式により評価する方法をお示ししております。これは、カルタップとチオシクロムを区別して測定せずとも総合的な評価が可能となっており、今回の改正によりチオシクロムを含めた評価を行うこととなります。</p> <p>ベンスルタップについては、失効農薬であることに加え、食品安全委員会の報告書より水環境中ではネライストキシんに分解される報告がないことも併せて検討を行い、今回の評価から除外としています。</p>

<p>今回の改正および説明資料で示されたとおり、目標値とは水道水に農薬を投入する趣旨ではなく、水道水中に不可避免的に残留する可能性がある農薬類について「これを超えないことが望ましい濃度」を示した管理上の目安であると理解しています。また、水道水中では可能な限り低い濃度であることが望ましいとする政府見解も妥当であると考えます。</p> <p>今回の改正（代謝物および分解物の留意事項の追記、1,3-ジクロロプロペンおよびカルタップの目標値変更など）は、食品安全委員会の評価結果を踏まえた合理的な見直しであり、方向性として理解できます。</p> <p>しかし、現行の水質管理目標設定項目の内容は、EU やスイスなどの予防的な基準と比較すると、日本の目標値が相対的に高い傾向があります。政府見解が示す「水道水中ではなるべく低い濃度が望ましい」という基本方針に照らすと、将来的にはより低濃度化を目指す方向性の検討が必要と考えます。</p> <p>特に、グリホサート（ラウンドアップ等に含まれる成分）については、WHO/IARC が「ヒトに対しておそらく発がん性がある」と分類しており、国際的に評価が分かれています。発がん性が確定しているわけではありませんが、代謝物である AMPA も含め、長期的・複合的な曝露の観点から監視を強化する必要性は高いと考えます。</p> <p><b>【要望】</b></p> <p>1. 代謝物および分解物を含む体系的評価の実施</p> <p>今回追記された政府見解（代謝物の検出可能性への留意）を、検査項目の選定や監視体制の運用に確実に反映していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">（次頁へ続く）</p>	<p>今回は令和7年度第1回水質基準逐次改正検討会資料1の表7に示した農薬類の評価案に対して意見募集したところです。今回評価を行った農薬以外の個別の農薬類に関する取扱いについては、これまでの逐次改正検討会において審議されており、見直しの経緯を含めて環境省 HP 上で公表しているため、そちらをご参照願います。</p>
---	--

(前頁からの続き)

2. 農薬個別の目標値の段階的な低濃度化

目標値が「超えないことが望ましい濃度」であるという位置付けを踏まえ、EUをはじめとする国際的な動向を参考にしつつ、段階的な引き下げをご検討いただきたいと思います。

3. グリホサートおよび代謝物 AMPA の常時監視化

全国的に使用量が多いこと、評価に国際的な相違があることを踏まえ、水質管理目標設定項目として恒常的に位置付けることを希望します。

4. 総農薬方式 (DI が 1 以下) の安全側運用の強化

複合曝露リスクへの対応として、将来的にはより厳しい DI 値を目標とすることも検討していただきたいと思います。

5. 地域特性に基づく厳格な基準の試行導入

地下水を主に利用する地域など、条件の整った地域では、EU に近い低濃度基準の試行的運用を導入し、技術的知見の蓄積につなげることが望ましいと考えます。

以上の改善により、政府見解が示す「水道水は可能な限り低い濃度であることが望ましい」という原則をより具体的に実現し、国民の長期的な健康保護に資する水質管理体制が強化されることを期待します。

<p>3</p>	<p>WHOの基準が0.02なのちわざわざ0.06にしてジクロロプロペンを緩和するのは何故かですか 蓄積されて病気にさせる目的ですか。緩和する基準3倍にする目的をきちんと説明して下さい。国民の事を貴方達が考えてないのが丸わかりです。</p>	<p>WHO 飲料水ガイドライン（第4版第2追補）におけるガイドライン値0.02mg/Lは、2003年までの論文をもとに、多段階直線法を用いて算出されました。</p> <p>今回の目標値案0.06mg/Lの根拠としている許容一日摂取量(ADI) 0.025 mg/kg 体重/日は、2024年3月の内閣府食品安全委員会「農薬評価書1,3-ジクロロプロペン（第5版）」の中で報告されており、2003年以降の論文を含めて検討されたものです。また、より一般的なリスク評価手法である無有害作用量(NOAEL)を用いた評価がされています。</p> <p>以上のことから、最新の知見をもとに見直しを行うものです。</p>
<p>4</p>	<p>突然、環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室のパブリックコメント担当様宛てに水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等についてを拝見して意見を拝送することをお許しください。</p> <p>早速、</p> <p>1,3-ジクロロプロペンとカルタップという農薬を聞いたことが無くて怖いので食べ物や草木からできていない農薬と、実験用動物のマウス、猿、線虫、実験に協力してくれる人が、日本にあるすべてのものと農薬、遺伝子組み換え、ゲノム編集を使ったもの、防カビ剤、重イオンビームを使ったもの、PFAS、成長ホルモン剤、成長促進剤を使ったものを食べたり、皮膚に当たった場合と当たらなかったり、食べなかった場合のそれぞれの過去の平均寿命と比べて、最長の平均寿命前に健康が悪化したり、亡くなったり、人や家畜などの交尾や生殖活動の回数が減ったり、亡くなった場合の農薬は販売、輸出入、作ることをやめたり、実験結果も公共事業として日本人一人一人に</p> <p style="text-align: center;">(次頁へ続く)</p>	<p>今回の意見募集の対象外とさせていただきます。</p>

	<p style="text-align: center;"><u>(前頁からの続き)</u></p> <p>知らせたりしてほしいので、その実現のための財源の目標として物価上昇率がプラスにならない深刻なデフレにならないようにしながら、総額1京8513兆円くらいまで原価20円のタクシー代、軽油代、ガソリン代、食糧代、電気代、水道代、電話代、通信代、老若男女がデートに使う時の車代、教育費、授業料、プロか普通以上の技術を身に付き、そのまま職業に就けるまで仮想現実の世界で働きながら学べる環境整備費、畦畔に張り付けて除草の負担を減らすための防草シートと芝と市町村から出る放射性廃棄物などではない人に悪影響がない食料廃棄物を使った再利用コンクリート、バイク代、バス代、飛行機代、新幹線代、電車代、保険代、それからゆりかごから墓場までなるべく不安もなく、何不自由なく生活できるための地域商品券かデジタル地域商品券を生活保護費以上の金額をすべての住民に毎月1200万円分を上限目標に支給してほしい。</p> <p>以上、お忙しい中最後までご覧下さり有難うございます。</p>	
5	<p><b>【該当箇所】</b> 別添2「1,3-ジクロロプロペンの目標値」および本文の改正部分</p> <p><b>【意見】</b> 1,3-ジクロロプロペンの目標値が 0.05 mg/L から 0.06 mg/L へ緩和されていますが、 緩和の科学的根拠が資料中に十分に示されていません。 食品安全委員会の評価結果を引用する形で、 - なぜ緩和が必要なのか？ - 健康影響評価のどの部分が根拠となるのか？</p> <p style="text-align: center;"><u>(次頁へ続く)</u></p>	意見番号3の回答のとおりです。

	<p style="text-align: center;"><u>(前頁からの続き)</u></p> <p>- 国際基準 (WHO 飲料水ガイドライン) との整合性を明確に説明すべきです。</p> <p>特に WHO の飲料水ガイドラインでは 1,3-ジクロロプロペンの基準値が 0.02 mg/L とされており、今回の日本の新基準値 0.06 mg/L は WHO の 3 倍に相当します。国際基準より緩い設定とする場合、その理由を丁寧に説明することが行政の透明性確保に不可欠です。</p> <p>以上の点について科学的根拠と国際比較を含む形で、より丁寧な説明を求めます。</p>	
6	<p>本文に追記された「代謝物・分解物の検出可能性を考慮すること」は重要ですが、どの代謝物を対象とするのか、検査方法の標準化が示されていません。水道事業者ごとに判断が分かれる可能性があり、全国的な水質管理の均質性が損なわれる懸念があります。</p> <p>以上の点について科学的根拠と国際比較を含む形で、より丁寧な説明を求めます。</p>	<p>地域毎に使用される農薬は異なることが知られており、これまでの通知においても「各水道事業者等がその地域の状況を勘案して適切に選定する」こと、及び「地域の実情に応じて測定」を行うことをお示ししています。</p> <p>また、検査方法は「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について (平成 15 年 10 月 10 日健水発第 1010001 号[最終改正令和 7 年 6 月 30 日環水大管発 2506305~2506308 号])」により、お示ししています。</p>

<p>7</p>	<p>1) 1,3-ジクロロプロペンの基準値が緩和される理由が説明不足  0.05 → 0.06 mg/L (20%緩和)  しかし資料には「なぜ緩和が必要なのか」の説明がない  食品安全委員会の評価結果の引用もなく、科学的根拠の透明性が不足</p> <p>2) WHO 基準との比較が示されていない (国際整合性の欠如)  国際基準 (WHO 飲料水ガイドライン) との比較表がない  1,3-ジクロロプロペンは WHO 基準が 0.02 mg/L (※後述)  → 日本の新基準 0.06 mg/L は WHO の 3 倍  → 国際的に見て「緩すぎる」可能性がある</p> <p>3) 代謝物・分解物の扱いが曖昧  「代謝物・分解物も考慮せよ」と追記したが、  具体的にどの代謝物を対象にするのか、検査方法の標準化が不明確</p> <p>4) 総農薬方式 (<math>DI = \sum (DVi/GVi)</math>) の妥当性の再検証がない  20 年前の方式をそのまま踏襲  近年の複合毒性・相乗作用の研究を反映していない  特に代謝物を含む場合、単純加算方式で安全性を担保できるのか疑問</p> <p>5) 地域差の考慮が水道事業者任せで、国の責任が曖昧  「地域の状況を勘案して選定せよ」とあるが、  国としての最低限の必須検査項目が示されていない</p>	<p>御意見 1)については、令和7年度 第1回水質基準逐次改正検討会資料1 (<a href="https://www.env.go.jp/content/000353933.pdf">https://www.env.go.jp/content/000353933.pdf</a>)によりお示ししています。</p> <p>御意見 2)については、意見番号3の回答のとおりです。  御意見 3)については、意見番号6の回答のとおりです。  御意見 4)については、今回の意見募集の対象外ですが、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>御意見 5)については、2026年1月末時点で「農薬類」の項目は、「水質管理目標設定項目」に位置付けられ、「水質基準項目」のように検査は義務付けられておりませんが、「検出レベルは高くないものの水質管理上留意が必要な項目」であることから、水道事業者等は地域の実情に応じて測定を行うことが推奨されています。</p>
----------	--	---

<p>8</p>	<p><b>【該当箇所】</b> 別添2「カルタップの目標値 (0.08 mg/L → 0.05 mg/L)」および注5の改正部分</p> <p><b>【意見】</b> カルタップの目標値が 0.08 mg/L から 0.05 mg/L へ引き下げられた点について、今回の改正は、内閣府食品安全委員会による最新の食品健康影響評価を反映したものであり、科学的知見の更新に基づく基準強化として妥当であると考えます。一方で、以下の点について、行政としてより丁寧な説明が必要と考えます。</p> <p>1. 基準強化の具体的根拠の明示を求めます 資料では「食品健康影響評価の結果に基づく」とされていますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- どの毒性指標 (ADI、NOAEL 等) がどのように変化したのか？</li> <li>- 代謝物 (ネライストキシン) や分解物 (チオシクロラム由来) の毒性評価がどのように影響したのか？</li> </ul> <p>といった具体的な根拠が示されていません。基準値の約37%引き下げは小さな変更ではなく科学的根拠の透明性を確保するため、評価書の該当部分を引用した説明が必要です。</p> <p>2. 注5の改正内容と基準値の関係を明確にすべきです 今回、注5に「チオシクロラム分解物由来のネライストキシンが含まれる可能性がある」と追記されています。これは、実際の水中ではカルタップ単体ではなく、毒性の高い代謝物・分解物が混在する可能性を考慮したものと理解します。この点は基準強化と整合的ですが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 代謝物の寄与をどの程度見込んでいるのか？</li> </ul> <p style="text-align: center;">(次頁へ続く)</p>	<p>御意見1. 2. については、令和7年度 第1回水質基準逐次改正検討会 資料1 (<a href="https://www.env.go.jp/content/000353933.pdf">https://www.env.go.jp/content/000353933.pdf</a>) によりお示ししています。なお、測定値にどのように反映されるのかについて、水質管理目標設定の「農薬類」は、総農薬方式により評価する方法をお示ししております。これは、カルタップとチオシクロラムを区別して測定せずに総合的な評価を行うものであり、今回の改正によりチオシクロラムを含めた評価を行うこととなります。</p> <p>御意見3. については、意見番号3の回答のとおりです。</p>
----------	--	---

	<p style="text-align: center;"><u>(前頁からの続き)</u></p> <p>- 測定値にどのように反映されるのか？ が不明確です。水道事業者間で判断が分かれないう、測定・換算方法の統一的なガイドラインの提示を求めます。</p> <p>3. 国際基準との比較情報の提示を求めます カルタップは国際的にも代謝物の毒性が問題視されている農薬であり、基準値の設定にあたっては、WHO、EU、EPA（米国環境保護庁）などの基準との比較を示すことが、行政の説明責任として重要です。今回の資料には国際比較がなく、日本の基準値が国際的にどの位置づけにあるのか判断できません。</p> <p><b>【まとめ】</b> カルタップの基準強化自体は、最新の毒性評価を踏まえた妥当な措置と考えます。しかし、基準値の変更理由や代謝物の扱いについて、科学的根拠・測定方法・国際比較の3点を明確に示すことが、水道水の安全性に対する国民の理解と信頼を高める上で不可欠です。以上の点について、より丁寧な説明と情報提供を求めます。</p>	
9	<p>農薬の種類は増えているのではありませんか？ 清掃用洗剤を複数混ぜてた事により化学反応が起き、事故に至るという事がありますが、農薬に関しても、河川などで異なる農薬が混じって起きる化学反応が自然界や人体に影響を及ぼさないか心配ですが、そういったチェックはされているのでしょうか？</p>	<p>今回の意見募集の対象外ですが、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

10	<p>有機フッ素化合物(PFAS)と同じく、日本は基準が緩い様に感じます。「基準値」ではなく「目標値」というのは、日本政府や日本の官庁は、国民の健康よりも企業の利益が優先されている様な気がします。</p> <p>規正を緩める根拠を説明してください。</p>	<p>最新の科学的知見に従い、逐次改正方式により見直しを行うものです。改正についての考え方は、令和7年度 第1回水質基準逐次改正検討会 資料1 (<a href="https://www.env.go.jp/content/000353933.pdf">https://www.env.go.jp/content/000353933.pdf</a>)によりお示ししています。</p>
11	<p>基準値や目標値を設定するものは、安全ではありません。安全ならば、そんなものを設定する必要はありません。</p> <p>1回1回の量は少なくても、長期摂取の影響や世代を超えた影響が心配です。規正は緩めないでいただきたいです。</p>	<p>意見番号10の回答のとおりです。</p>